

北海道博物館における研究活動に係る不正防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、研究活動上の不正（以下「不正」という。）が研究活動全体に深刻な影響を及ぼすとともに、北海道博物館（以下「本館」という。）の社会的信用を失墜させる重大な問題であることに鑑み、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定・令和3年2月1日改正）及び「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を受け、本館における適正な研究活動に資するため、不正防止等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公的研究費 道費研究費並びに団体及び機関から交付される競争的資金等（以下「外部資金」という。）本館が管理するすべての研究費をいう。
- (2) 研究者 本館の職員のうち、研究に従事している者をいう。
- (3) 事務職員 本館の職員のうち、事務に従事している者をいう。
- (4) 不正使用 物品購入に係る架空請求、業者への預け金、実態を伴わない旅費、謝金の請求等虚偽の書類によって道の関係規程及び法令等に違反した公的研究費の使用をいう。
- (5) 不正行為 研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ等の各過程において故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによりなされる次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意によるものでないことが合理的根拠をもって明らかにされた場合及び適正な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合は、研究活動上の不正行為には当たらないものとする。
 - ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - ウ 盗用 他の研究に携わる者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
 - エ 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
 - オ 不適切なオーサーシップ 論文著作者が適正に公表されていないこと。

(管理体制)

第3条 不正使用及び不正行為の防止に係る権限と責任の体系を明確化するため、次に定める者を本館に置く。

- (1) 最高管理責任者 不正使用及び不正行為の防止に係る最終責任を負う者とし、館長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者 最高管理責任者を補佐し、不正使用及び不正行為の防止について本館全体を統括する実務上の権限と責任を持つ者とし、学芸副館長をもって充てる。
- (3) コンプライアンス推進責任者 不正使用及び不正行為の防止について実質的な責任と権限を持つ者とし、事業部長をもって充てる。

- (4) 研究倫理教育責任者 研究倫理の教育及び研究活動の実質的な責任と権限を持つ者とし、学芸部部長をもって充てる。
- (5) 監事 監査に相当する職務を担うものとし、毎年度始めに最高管理責任者が任命する。
- (6) 研究倫理・コンプライアンス推進副責任者 研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者を補佐する者とし、研究交流課長をもって充てる。

(役員会)

第4条 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たり、重要事項を審議する役員会を設置し、副館長を責任者とする。

- 2 役員会は、最高管理責任者である館長、学芸副館長、総務部長、学芸部長、事業部長、研究交流課長により構成する。

(行動規範)

第5条 最高管理責任者は、不正使用及び不正行為を防止するため、本館における研究活動に係る行動規範を策定するものとする。

(関係者の意識向上)

第6条 最高管理責任者は、不正使用及び不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、コンプライアンス教育、研究倫理教育等に係る研修会の開催その他適当な方法により、研究者、事務職員、研究支援人材員等（以下「研究者等」という。）の規範意識の向上を図るものとする。

- 2 研究者等は、前項のコンプライアンス教育及び研究倫理教育に係る研修会を定期的に受講し、次の各号を含む誓約書を提出しなければならない。
 - (1) 本館の規程等を遵守すること。
 - (2) 不正を行わないこと。
 - (3) 規則等に違反して不正を行った場合は、本館や公的研究費の配分機関による処分及び法的な責任を負担すること。

(基本方針等)

第7条 最高管理責任者は、不正使用防止に係る基本方針（以下「基本方針」という。）を策定、周知するとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が公的研究費の適切な管理運営を行えるよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 最高管理責任者は、役員会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について委員等と議論を深める。
- 3 最高管理責任者は、啓発活動を定期的に行い、研究者等の不正防止意識の向上と浸透を図らなければならない。
- 4 統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正使用を発生させる要因に対応する具体的な不正使用防止計画（以下「不正使用防止計画」という。）を策定及び実施し、又はコンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに当該実施状況を確認し、最高管理責任者に報告しなければならない。
- 5 コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

- (1) 不正使用防止計画に基づく対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。
 - (2) 研究者及び事務職員が適切に公的研究費の管理、執行等を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
 - (3) 不正防止を図るため、研究者等に対して定期的にコンプライアンス教育及び研究倫理の教育を実施し、受講状況及び理解度を管理監督する。
 - (4) 研究者等に対して不正根絶に向けた継続的な啓発活動を定期的実施する。
 - (5) コンプライアンス教育及び研究倫理の教育の内容を、定期的に点検し、必要な見直しを行う。
- 6 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本館全体の観点から確認し、その結果を役員会等において定期的に報告し、意見を述べる。また、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正使用防止計画に反映されているか、また、不正使用防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

(不正防止計画推進室)

第8条 最高管理責任者の下に、不正使用防止計画の推進を担当する部署（以下「不正防止計画推進室」という。）を置き、総務部総務課をもって充てる。

- 2 不正防止計画推進室は、統括管理責任者が前条第4項に規定する役割を果たす上での実働部門として位置付け、統括管理責任者の指示により不正使用防止、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を策定し、その実施状況を確認する。
- 3 不正防止計画推進室は、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正使用防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。
- 4 不正防止計画推進室は、内部監査部門とも連携し、不正使用防止計画をはじめとする具体的な対策を策定・実施し、不正を発生させる要因について館全体の状況を体系的に確認する。

(相談窓口等)

第9条 最高管理責任者は、公的研究費に係る使用ルール等に関する相談を受け付ける相談窓口並びに不正使用等（その疑いがあるものを含む。）に関する通報及び不正行為に関する告発を受け付ける通報窓口を設置するものとする。

- 2 相談窓口及び通報窓口は、次のとおりとする。

名 称	住 所	電話・FAX	メールアドレス
北海道博物館総務部 総務課	〒004-0006 北海道札幌市 厚別区厚別町小野幌 53-2	011-898-0456 011-898-2657	hokkaido.museum @pref.hokkaido.ig.jp

- 3 通報窓口不正使用等に関する通報及び不正行為に関する告発があった場合は、これを受理し、窓口担当者は統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に、速やかに報告するとともに、告発者の保護を図らなければならない。
- 4 告発された事案について、本館が調査を行うべき機関に該当しないときは、該当する研究機関等に当該告発を回付する。また、本館の他にも調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する研究機関に当該告発について通知する。
- 5 告発の意思を明示しない相談については、統括管理責任者はその内容に応じ、告発に準じてその内

容を精査・確認し、相当の理由があると認めた場合は相談者に対して告発の意思があるか否か確認する。

- 6 最高管理責任者は、不正について申し立てた告発者、告発対象者、告発内容及び調査内容について、告発者及び告発対象者の意に反して調査関係者以外に遺漏しないよう、秘密の保持を徹底しなければならない。
- 7 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し不利益な取扱いをしてはならない。
- 8 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、不利益な取扱いをしたりしてはならない。

(調査・処分)

- 第10条 不正使用又は不正行為の疑いが判明した場合、最高管理責任者は、自らを長とする調査委員会を組織し必要な調査を行うものとする。
- 2 不正使用又は不正行為の調査に係る取扱いについては、北海道博物館における研究活動の不正に係る調査取扱要領の定めるところによる。
 - 3 第1項の調査の結果、不正使用又は不正行為があったと認められた者については、北海道職員の懲戒に関する条例（昭和27年条例第61号）及び関連規則等に則り処分及び氏名の公表等を行うものとする。

(公的研究費の取扱)

- 第11条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な取扱いに関し研究者と事務職員の権限と責任について明らかにしたうえで、公的研究費の管理運営に関わる全ての職員に対し分かりやすく周知しなければならない。
- 2 道費研究費の取扱いについては、北海道財務規則（昭和45年4月1日北海道規則第30号）等の関係条例及び規則等の定めるところによる。
 - 3 外部資金の取扱いについては、北海道博物館における個人に交付される研究資金の取扱要領の定めるところによる。

(内部監査)

- 第12条 最高管理責任者は、外部資金の適正な管理及び不正使用の発生を防止するため、最高管理責任者の直轄として内部監査部門を組織し、次に掲げるところにより実効性のある内部監査を実施するものとする。
- (1) 内部監査を実施する体制は、最高管理責任者の直轄として組織する。
 - (2) 内部監査部門は、総務部長が担う。
 - (3) 総務部長は、不正防止計画推進室と連携して、会計書類の形式的要件に係る監査に加え、不正が発生するリスクに対応する監査を実施する。
 - (4) 内部監査は、本館全体の不正使用防止に係るモニタリングが有効に機能しているか否かの確認、検証機能を果たすものとする。
- 2 内部監査の実施については、北海道博物館における個人に交付される研究資金の取扱要領の定めるところによる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、不正防止等に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年8月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月24日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の規定第3条第2号の規定は、学芸副館長が不在となる場合にあっては、学芸部長をもって充てる。